

令和4年度当初予算「JAPAN ブランド育成支援等事業」補助事業者向けQ & A (ver1.0)

令和4年6月27日時点

Q.1 「JAPAN ブランド育成支援等事業」という名称ですが、こういった取組に対して支援する補助金なのでしょうか。

A.1 本補助金では中小企業者等が、優れた素材や技術等を活かした自社の製品やサービスについて、新たに展開を目指そうとする国等に関する市場調査、専門家招聘、新商品・サービス・デザイン開発、展示会出展等を実施することにより、海外のマーケットで通用する商品力・ブランド力を確立し、新たに海外に販路を開拓することなどを支援することとしています。

Q.2 本補助金に応募したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか。

A.2 公募期間は、6月20日（月）から8月1日（月）までです。ただし、本補助金の応募には支援パートナーの活用が必須要件であり、応募前に支援パートナーの選択・支援パートナーへの事前相談が必要となります。令和4年度の支援パートナーの一覧を中企庁 HP

(https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/2022/22062001Jbrand-koubo.html)

にて公表しておりますので、自社に適したサービスを提供している支援パートナーを各応募希望者にて探していただき、応募希望者から連絡していただくようお願いいたします。また、応募手続は電子申請のみで受付を行うため、GビズIDプライムアカウント取得が必須となります。アカウントの取得には2～3週間程度が必要となるため、公募締め切りに余裕をもって手続を実施してください。

(GビズIDのHP (<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>)にある「gBizID プライム作成」からアカウント発行申請ができます。)

Q.3 「デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業補助金」と重複して応募できますか。

A.3 重複して応募することはできません。ただし、先に公表が行われる「デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業補助金」に採択された場合は、本補助金において、代表申請者及び参画事業者含め採択いたしませんのでご注意ください。(同一又は類似の事業計画内容でない場合も同様)

【採択されない事例①】

補正事業：代表申請者 A 社、参画補助事業者 B 社

当初事業：代表申請者 C 社、参画補助事業者 B 社 ⇒ 採択しない

【採択されない事例②】

補正事業：代表申請者 A 社（事業内容：北米への商品展開）

当初事業：代表申請者 A 社（事業内容：欧州への商品展開） ⇒ 採択しない

Q.4 支援パートナーとはどんな人たちですか。必ず利用しなければいけないのですか。

A. 4 中小企業者等が海外販路開拓等を行う上で必要となる様々な活動をサポートする民間の支援事業者等のことで、中小企業庁が行う公募に応じた支援事業者について、審査を経て中小企業庁が選定・公表します。令和4年度に選定された支援パートナーの一覧は下記リンクにて公表しておりますので、ご参照ください。

(https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/2022/22062001Jbrand-koubo.html)

Q. 5 自社で活用する支援パートナーが決まっていない場合に、公表している支援パートナーの一覧からどのようにして最適な支援パートナーを選ぶのがよいでしょうか。

A. 5 支援パートナーを選ぶ際の参考として、各支援パートナーの支援内容、支援実績、料金等を確認できるほか、展開地域ごとに支援パートナーを検索することができる支援パートナー紹介特設サイトを公開しています。(https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/partner/index.html)
各支援パートナーの詳細情報をご覧ください、まずは自社に適したサービスを提供している支援パートナーにご相談ください。

Q. 6 支援を受けたかった事業者が、支援パートナーに選定されませんでした。支援パートナーはどのように選べばよいですか。中小企業庁がマッチングしてくれるのでしょうか。

A. 6 中小企業庁のホームページで、支援パートナー紹介特設サイトを公開していますので、御参照ください(A.5 参照)。また、支援パートナー選定・管理事務局にて支援パートナー探しをお手伝いするコンシェルジュサービスも行っておりますので、そちらも御活用ください。(特設サイトからコンシェルジュへの依頼が可能です。)コンシェルジュの詳細につきましては、下記リンクから御確認ください。

(https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/partner/concierge.pdf)

Q. 7 支援パートナーの利用がないと補助金の交付対象にならないようですが、支援パートナーを利用すれば、必ず販路開拓はできるのでしょうか。

A. 7 支援パートナーは販路開拓の支援はしますが、必ず成功する保証はありません。販路開拓には事業者自身の取り組みも重要となります。

Q. 8 ある支援パートナーに一度相談したら、その支援パートナーを利用しなければいけませんか。他の支援パートナーに相談したり、変更したりすることはできないのでしょうか。また、支援パートナーを複数者利用しても差し支えないのでしょうか。

A. 8 双方合意の上、他の支援パートナーと相談していただいて差し支えありません。

また、支援パートナーの中から複数者利用しても構いませんが、申請書に支援パートナーとして記載いただくのは主たる支援を行う1者のみとなります。

Q.9 支援パートナーが提供しがたいサービスを、支援パートナー以外の企業から受けた場合、そのサービスも補助の対象になりますか。

A.9 当該サービスが補助対象経費の範囲であれば問題ありません。例として、旅行代理店（≠支援パートナー）への支払いについても、本事業における補助対象経費として当てはまるものであれば、補助対象となります。

Q.10 本事業にて、令和3年度に選定された支援パートナーを活用してもよいのでしょうか。

A.10 令和4年度当初予算「JAPAN ブランド育成支援等事業」支援パートナーとして改めて公募・選定を行いました。令和3年度に選定されているパートナーが令和4年度も継続して選定されているかどうか必ずご確認ください。

Q.11 2022年度「新輸出大国コンソーシアム」専門家による海外展開支援サービス（「ハンズオン支援」）採択者が当該伴走支援で活用している専門家に加え、支援パートナーも活用することとした場合、添付書類は何を提出すればよいのでしょうか。

A.11 この場合は、「JETROハンズオン支援専門家事前協議確認書」を添付いただきますようお願いいたします。なお、「支援パートナー事前協議確認書」につきましては、任意提出書類となります。ハンズオン支援採択者の場合の特例措置については、公募要領 p.3 2. 支援パートナーについて (2)をご覧ください。

Q.12 他の補助金の交付を受けているのですが、この補助金にも応募できますか。

A.12 同一又は類似の内容で、重複して本制度以外の国（独立行政法人等を含む）が助成する他の補助金の対象となっている場合、採択いたしません。なお、補助金以外の支援（例：独立行政法人等が設ける相談窓口）を受けることについては、差し支えありません。（当該支援が有料の場合は、その経費について本補助金の対象経費にすることはできませんので、ご注意ください。）

Q.13 複数年採択について、仮に今年度採択された場合、向こう3年間補助を受けられるのでしょうか。

A.13 今年度の採択が、次年度以降の採択を確約するものではありません。次年度に再度応募し採択される必要があります。

Q.14 複数の中小企業等で連携して応募することを考えていますが、全ての企業が海外展開を目指す必要があるのですか。

A.14 連携企業が全て海外展開を目指す企業であることが必要です。連携相手自身が海外展開を行わない事業者（ex.コンサルタントや旅行会社等）との連携（共同で応募すること）は認められません。

Q.15 国内販路開拓に係る部分については補助率 1 / 2 以内とありますが、国内販路開拓を行うと、すべての経費の補助率が 1 / 2 以内となるのでしょうか。

A.15 補助率は経費ごとに判断されます。海外販路と国内販路開拓ともに行う 1 年目・2 年目の申請者は、2 / 3 以内と 1 / 2 以内の補助率が混在します。国内販路開拓に係る経費を補助率 2 / 3 以内で申請しないよう十分に注意してください。本事業の補助対象となるのは原則、海外展開です。ただし、今後 3 年以内の海外展開を目指す方が、その前段階として国内販路開拓に取り組む場合に限り、国内販路開拓も補助金の対象となります。国内事業のみの計画を行う場合は補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

Q.16 1 年目は国内販路開拓に取り組む予定ですが、今後 3 年以内に海外展開を行うことはどのようにして示すのでしょうか。

A.16 様式 1「補助事業計画書」及び様式 2「海外展開ロードマップ」において、どの時期にどの国に進出予定としてどのような取組を行うかなど、具体的な事業内容を記載してください。

Q.17 機械装置等費や講座受講料は、「補助対象経費の○%を上限」と記載がありますが、どういった意味でしょうか。

A.17 補助対象経費の合計のうち、当該費目ごとの占める割合の上限を設定しています。たとえば、機械装置等費は「補助対象経費の 25%」を上限としていますので、補助対象経費の合計が 400 万円であった場合、機械装置等費としては 100 万円までしか計上することができません。補助率が変更になる（この場合は $25\% = 1/4$ ）わけではありません。